

# 改正建築物省エネ法・建築基準法による

## 手続きが間もなくはじまります

### 令和7年4月改正法施行に向けた事業者向け講習会のご案内

- ▶開催日:令和6年11月20日~12月11日の間 計10回  
各会場 午後1時30分~4時30分(午後1時受付開始)
- ▶会場:県下10会場[県庁と各合同庁舎の講堂]
- ▶講師:(公社)長野県建築士会(初回のみ対面、以降動画視聴)
- ▶内容:改正法に関する「長野県版マニュアル」と国土交通省編集協力の「確認申請・審査マニュアル」等をテキストとして説明します。(テキストは無料)
- ▶各会場定員制で、先着順となります。
- ▶事前に申し込みが必要です。【申込期限:開催日の7日前まで】
- ▶裏面の申込用QRコード又は長野県ホームページからお申込みください。

## 木造戸建て住宅の設計・工事の

### 令和7年4月に向けた準備はできていますか

- ✓すべての建築物の新築において省エネ基準への適合が義務化されます
- ✓今の設計図書の作成方法では建築確認申請や完了検査申請ができなくなります
- ✓都市計画区域外であっても建築確認申請が必要となります
- ✓木造の耐力壁や柱の小径の基準が強化されます



お問合せ先 長野県建設部建築住宅課指導審査係 TEL 026-235-7335  
又は 公益社団法人長野県建築士会 TEL 026-235-0561  
(本講習会は長野県建築士会が長野県より業務を受託しています。)

詳細は下記 URL 又は右の QR コードから長野県ホームページをご確認ください  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kentikukizyunhou-syouenhou.html>



改正法の円滑な手続きを促進させるため、国の施策として確認申請書や設計図書の作成方法等に関して相談を受けるサポートセンターの開設を予定しています。長野県では、10の合同庁舎内で長野県建築士会がサポートセンターを運営します。詳細は改めて(公社)長野県建築士会のHP等で周知します。

## 改正法施行に向けた事業者向け講習会一覧

開催日		会場	開催時間	定員	申込用 QR コード
11月20日	水	木曾合同庁舎 2階 講堂	いずれの会場も 受付 13:00~  講習時間 13:30~16:30	80名	
11月26日	火	上田合同庁舎 6階 講堂		100名	
11月27日	水	佐久合同庁舎 5階 講堂		100名	
11月28日	木	県庁 1階 講堂		200名	
12月3日	火	伊那合同庁舎 5階 講堂		100名	
12月4日	水	松本合同庁舎 2階 講堂		200名	
12月4日	水	大町合同庁舎 5階 講堂		100名	
12月5日	木	北信合同庁舎 4階 講堂		80名	
12月6日	金	諏訪合同庁舎 5階 講堂		70名	
12月11日	水	飯田合同庁舎 3階 講堂		200名	

### [注意事項]

- ・申し込みは、上記開催会場毎の QR コード又は建築住宅課のホームページからアクセスいただき、ながの電子申請サービスによりお申し込みいただけます。各会場の定員になり次第申し込みを締め切ります。
- ・各会場は駐車台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。
- ・駐車場が満車の場合は、自ら駐車場をお探しいただきますようお願いいたします。
- ・国作成のテキストは建築士事務所には別途 DM で送付される予定です。また、国のテキストの説明は、国土交通省の改正法専用サイトにおいて、動画によりどなたでも視聴できるようになります。

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei\\_setsumeidouga.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_setsumeidouga.html)